

インボイス制度って

何？

2023年10月から
導入予定

私たちの仕事への影響は!?



インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されると、請求書や領収書などの発行・保存のルールが変わるだけでなく、事業者間の取引のあり方が大きく変わります。一方で、インボイス制度の影響を受けない事業者もあります。

インボイス制度とは何なのか?仕事への影響は?何を検討したらいいのか?どのような手続きが必要なのか…などの疑問について

まずは、しっかりと内容を把握して、ご自身の仕事上どのように対応するべきかを考えることが重要です

インボイス制度とは？

- インボイス制度とは、消費税の複数税率に対応するものとして導入される方式です。
- 一定の要件を満たしたインボイス(適格請求書等)を発行・保存する制度です。
- インボイスには、請求書や領収書のほか、納品書、レシート等も含まれます。



POINT! 請求書や領収書などの様式や取り扱いが変わります

例▶P4

インボイス制度が導入されたらどうなる？

- 消費税の「仕入税額控除」※ができるのは、インボイスの保存がある取引のみとなります。

売上にかかる消費税
(預かった消費税)

—

仕入れ等にかかる消費税
(支払った消費税)

=

消費税の納付税額
(納める消費税)

- インボイスは、**税務署に申請・登録された課税事業者しか発行することができません。**
(インボイス発行事業者を「適格請求書発行事業者」といいます)

※仕入税額控除=仕入れ等にかかった消費税を差し引いて消費税の納付税額を計算すること。
いわば消費税を算出する際の「経費」に当たるもの。



POINT! 取引のあり方が変わり、私たちの仕事に大きな影響が!

課税事業者にとっては…

消費税の納税額が増加!?

課税事業者(本則課税の事業者)にとっては、免税事業者の請求書では仕入税額控除ができない(インボイスがないと消費税の経費にはできない)ので、免税事業者との取引について、消費税の納付税額が増えることとなります。

外注の一人親方さんに課税事業者になってもらえるようお願いしようかな…

控除できない消費税分を値引きしてもらおうかな…

免税事業者の職人さんとは取引をやめようかな…

でも、これまで一緒にやってきた職人さんだしな…

取引終了??

仕事をもらえないなら課税事業者になるしかないのかな…

しかし消費税の納税は厳しいな…

値引き??

値引きを強要されるかも…

課税事業者になると事務的にも大変そうだし…

免税事業者にとっては…

取引から排除される恐れも!?

免税事業者にとっては、取引相手の課税事業者(本則課税の事業者)から「課税事業者になってインボイスを発行すること」や「消費税相当額の値引き」や「取引の終了」などを迫られる可能性があります。

注 課税事業者であっても、インボイス発行事業者に事業者登録していなければインボイスが発行できないので、上記の例では、免税事業者と同じ立場になります。

インボイスを発行する(適格請求書発行事業者になる)には?

インボイス制度のスケジュール



制度のスタート時からインボイス発行事業者となるには、原則として、2023年3月31日までに登録申請書を税務署へ提出する必要があります。しかしそれ以降でも、9月30日までに登録申請書を提出した場合には、10月1日登録があったとみなされます(登録番号の通知が10月1日以降であっても、さかのぼって請求書等に登録番号を追記することができます)。

小規模の事業者は「簡易課税」を選択できます

- 免税事業者が「インボイス発行事業者」に登録申請し、課税事業者になると、消費税の納税義務が生じ、帳簿も、これまで以上に詳しく付ける必要があります。
 - 「簡易課税制度」を選択すると、売上を区分(材料支給の有・無)しておけば、消費税の申告書が作成でき、**事務的な手間が軽減**されます(ただし、課税売上高5,000万円以下の事業者のみ)。
 - 簡易課税制度を選択するには「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出する必要があります。
 - 免税事業者が2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間中にインボイス登録を受ければ、登録を受けた日(登録日)から課税業者になる経過措置があります。また、この登録日の属する課税期間中に「消費税簡易課税制度届出書」を提出すれば、事前に提出したものとみなされます。
- ※本則課税と簡易課税のどちらが有利かは事業の状況によって異なります。簡易課税制度の詳細は国税庁のHP等でご確認ください。

インボイス制度の影響を受けない事業者も

- インボイス制度の影響を受けるのは「**本則課税の課税事業者**」と取引する**場合**です。簡易課税事業者同士の取引、簡易課税事業者と免税事業者の取引、エンドユーザー(施主)との取引などでは、インボイスの影響は発生しません。

エンドユーザーからの依頼で仕事をしています。免税事業者のままで仕事量も変化ありません。



インボイスは強制ではない! しっかりとした検討が必要!

- 「インボイス発行事業者」への登録は、もちろん強制ではありません。登録をしなくても、事業を続けることは可能です。しかし、収入や取引先との関係を含め、仕事と生活に大きな影響が出る可能性があります。
- 皆さんご自身の仕事において、**インボイス制度への対応が必要かどうか、取引先との関係も含め、十分に検討**してください。その上で必要に応じて、**取引先と話し合いの場を持つことも重要**になります。



もっと詳しく

国税庁ホームページ インボイス制度特別サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、登録申請手続きに関すること、Q&Aなどが国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」に記載されています。



特設サイト

免税事業者が簡易課税を選択した場合の納付税額の例

事業収入(年間・税込)		300万円	600万円	900万円
年間消費税 納付税額	第3種※1	81,800円	163,600円	245,400円
	第4種※2	109,000円	218,100円	327,200円
	3年時限措置 (3種・4種とも)	54,500円	109,000円	163,600円

※1:第3種=材料を仕入れている人 ※2:第4種=手間請の人



注 2023年税制改正で、上記の3年時限措置などが新たに追加されます。この時限措置は、免税から本則課税になった場合も適用されます。

①小規模事業者に対する負担軽減策

免税事業者がインボイス発行を機に課税事業者になった場合、3年時限措置として納付税額を、売上税額の2割に軽減する。

②中小事業者等に対する事務負担の軽減策

課税売上高が1億円以下の事業者はインボイス制度導入後6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。

(注)こうした改正は今後の国会審議で変更になる場合があります。



インボイス登録かんたん判定フローチャート



あなたの取引先(元請けやお客さん)に事業者はいますか？

はい → 事業者だけ、または事業者と一般消費者です

あなたは現在、消費税の課税事業者または、課税売上高が1000万円を超えていますか？

いいえ → 免税事業者です

取引先に消費税の課税事業者がいますか？

はい

取引先に消費税の本則課税事業者がいますか？

いいえ → 簡易課税事業者だけです

インボイス発行業者の登録は必要ない

インボイス発行事業者の登録を検討する

- 消費税の課税事業者になると…
- ・消費税の納税が発生する
 - ・経理の事務負担が増える
 - ・請求書等に登録番号を記載する必要がある
 - ・本則課税にするか簡易課税にするかを検討する



取引先が課税事業者か、本則課税・簡易課税のどちらか分からない場合は、取引先に確認しましょう

インボイス(適格請求書等)のイメージ

請求書イメージ

請求書

2023年10月〇日

●●建設株式会社 御中

ご請求額 金 660,000円

品目	単価(円)	数量	金額(円)
洗浄便座●●製 型番●●	200,000	2	400,000
既存便座撤去、洗浄便座取付工事費	40,000	2	80,000
洗面台●●製 型番●●	90,000	1	90,000
既存洗面台撤去、洗面台取付工事費	30,000	1	30,000
小計(税率10%対象)			600,000
消費税			60,000
合計			660,000

振込先 ●●銀行●●支店

普通口座 0123456

カ)ケンロウコウムテン

株式会社 建勞工務店

登録番号 T1234567890123

税率ごとに区分した消費税額等

登録番号(T+13桁の数字) = 税務署へ登録申請して取得

税率ごとに区分して合計した金額(税抜または税込)および適用税率(10%)

※建設業には、軽減税率適用の取引がないので、軽減税率の対象であることを示す「税率8%対象0円(内消費税0円)」のような記載は必要ありません。



領収書イメージ

※飲食料品と消耗品を購入した場合

領収証

No. _____

株式会社建勞工務店 様

32,700 円

但 飲食料品(軽減対象)・消耗品代金として
●年●月●日 上記正に領収いたしました

収入印紙

〈金額(税抜(税込))〉

8% 16,200円

10% 16,500円

〈消費税額等〉

8% 1,200円

10% 2,500円

広島県〇〇市〇〇〇〇

〇〇ストア 株式会社

登録番号 T9876543210123

但書は、

- ・標準税率対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要
(「お品代として」は不可)
- ・また、「軽減税率対象である旨」も記載が必要

対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載

書類の作成者の記載は、屋号でも可

登録番号の記載

